

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税賦課関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、地方税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税賦課関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し、委託事業を実施している。

## 評価実施機関名

中間市長

## 公表日

令和7年10月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課関連事務
②事務の概要	<p>【概要】            地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、納税者からの申告、調査等により地方税を賦課する。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。</p> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税・非課税の住民に関する情報管理</li> <li>2. 課税根拠資料に係る個人特定及び管理</li> <li>3. 所得及び控除の管理</li> <li>4. 課税標準額及び税額の算出</li> <li>5. 納税管理人及び相続代表人の情報の管理</li> <li>6. 扶養関係情報の調査及び管理</li> <li>7. 各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書及び課税明細書等の通知書の発行</li> <li>8. 納税義務者、その相続人等から提出された各種申告、届出及びそれらにより判明した課税に係る情報の管理</li> <li>9. 税務署、年金保険者、企業、他自治体、個人から調査等により取得した情報の管理</li> <li>10. 各税目の証明書等の証明書の発行</li> <li>11. 地方税法に基づく他市町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行</li> </ol>
③システムの名称	個人住民税システム、(標準準拠対応)個人住民税システム、国民健康保険税システム、(標準準拠対応)国民健康保険税システム、固定資産税システム、(標準準拠対応)固定資産税システム、軽自動車税システム、(標準準拠対応)軽自動車税システム、法人市民税システム、(標準準拠対応)法人市民税システム、宛名管理システム、(標準準拠対応)宛名管理システム、確定申告受付支援システム、eL-TAXシステム(地方税ポータルシステム)、団体内統合宛名システム、(標準準拠対応)団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、国民健康保険税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、法人市民税ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表の24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中間市総務部総務課 福岡県中間市中間一丁目1番1号 電話:093-246-6232(総務課) 093-246-6238(市民税係)、093-246-6274(資産税係)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中間市総務部総務課 福岡県中間市中間一丁目1番1号 電話:093-246-6232(総務課) 093-246-6238(市民税係)、093-246-6274(資産税係)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
----------

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを基本としている。制度上、住所を含まない3情報以下しか保有していない場合は、住所を含まない3情報以下で住基ネット照会を行うことによりマイナンバーを取得するが、複数の者が該当した場合等には、電話・郵送・訪問等の方法により確認し、本人を特定することによりマイナンバーを取得している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、トークンとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の権限を人事異動毎に作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

